

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

おもてなしの心を生かす創業と地域活性化プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

豊川市

3 地域再生計画の区域

豊川市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市では、事業所及び商店の廃業に加え大手電機メーカーや大手二輪メーカーの事業所の撤退により、働く場が減少している。また、本市の有効求人倍率は全国平均よりも低く（H27 全国 1.23 本市 0.89）、RESAS 等の客観的データなどから、サービス産業分野における求人数が少ないことが伺え、当該分野における雇用の創出が喫緊の課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

本市では、中小事業所の後継者不足や商店街振興組合の解散等もあり、事業所及び商店の廃業が続き空き店舗が増加傾向にある。そこで、サービス産業・小売業等の新たな創業を促進するとともに、職を求めている若者とのマッチングを図る。また、豊川稲荷など集客力の高い観光資源を積極的に活用した観光施策の強化を図るとともに、シティセールス・販路開拓・観光 PR を一体的に行うことで各取組みの相乗効果を狙い、地域雇用の創出とまちの活性化を目指す。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)
創業支援事業計画に 基づく創業者数(人)	20	46	46	46
創業実施者による雇 用者数(人)	24	55	55	55

	KPI増加分の累 計
創業支援事業計画に 基づく創業者数(人)	138
創業実施者による雇 用者数(人)	165

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

産金官の関係者が連携し、創業や新たな展開へのチャレンジを試みる事業者に対して積極的な取組みが図られるよう指導および支援を行う。また、重要なマーケットであるインバウンド対策についても一体となって取り組む。さらに、新たな地域ブランドとなり得るものを発掘、認定し、官民一体となってイベントの開催や首都圏、中部圏におけるプロモーションにおいてPRするとともに、特に農産物については地元において積極的に活用、応援する機運を醸成する取組みを進める。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

豊川市

② 事業の名称：交流のレバレッジ効果による創業・とよかわブランドパワーアッププロジェクト

③ 事業の内容

創業だけでなく、成長期において農商工連携やソーシャルビジネス

スの起ち上げ等を含めた事業の新たな展開へのチャレンジを試みる創業者・事業者に対して積極的な取組が誘発されるように初期投資について支援する。

また、金融機関においては融資の活性化を図り、支援機関においては事業所の創業・経営に関するきめ細やかなフォローアップを実施するなど、地域を上げて新たなチャレンジを試みる者に対して積極的に支援を実施し、地域の資源、人材、資金を活用して雇用を促進する地域密着型企業を輩出するとともに、各事業所における事業活動を活発化させ、本市における経済・雇用の活性化を図る。

また、地域の魅力を発信するイベントの支援やインバウンド対策等の実施、観光拠点となっている中心市街地及び鉄道駅を中心とした地域拠点への創業に対する重点支援を行うとともに、活性化を図るため当該拠点区域への定住を促進する。あわせて、地域外から「ひと」を本市へ呼び込む取組として、本市の特産品である「千両芋」や生産量日本一を誇るバラ、大葉やいちごをはじめとした農産物等の素材を活用した「新とよかわブランド」の創出および販路拡大を図る。

また、市内においても地元食材を積極的に活用し、応援する機運を醸成するための体験や教室を開催する。市外での情報発信については、東京や名古屋を中心とした中部圏における各都市を中心とした大都市や人口が密集するその近隣区域において、「とよかわブランド」や観光情報、定住促進等について一体的にプロモーション活動を行うことにより、効率化を図るとともに相乗効果を狙う。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

各団体で実施するイベントについては、収益を生み出すことのできる体制の確立を促し、自らが収益を上げて将来的には助成なしで開催できるよう指導する。また、新規創業や新たな事業展開にチャレンジされた事業者に対して各機関がフォローアップを行い、事業を軌道に乗せ、自立できるよう促す。プロモーション事業等についても、各機関による独自の自主財源で実施できるように進めていくとともに、市との連携を図って効果的に進めることが出来るように努める。

【官民協働】

創業支援では市、商工会議所、商工会及び金融機関が実施する「とよかわ創業・起業支援ネットワーク」において各機関との連携を密にして、地域を挙げて取り組むとともに、総合計画のまちづくりの基本方針として位置づけている「シティセールス」を推進する中で、「新とよかわブランド」等のPRを民間と協力して行う。情報提供およびイベント開催などを通じた効果的な広報等を実施することにより、販路開拓につなげていく。

【政策間連携】

農業の担い手育成支援策、市の特産品であるバラ・大葉・いちごなどに関する商品の6次産業化策と名古屋、東京、大阪といった都市部におけるプロモーション事業が連携し、商品や地域のPRをあわせて行うなどシティセールスによる交流人口の増加、販路開拓等について一体的に取り組む。

【地域間連携】

東三河広域連合（豊橋市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村および豊川市）の自治体が連携し、イベント等における特産品の出品や情報収集について相互に協力する。

【その他の先導性】

特になし

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)
創業支援事業計画に 基づく創業者数(人)	20	46	46	46
創業実施者による雇 用者数(人)	24	55	55	55

	KPI増加分の 累計
創業支援事業計画に 基づく創業者数(人)	138
創業実施者による雇 用者数(人)	165

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を企画部企画政策課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

必要に応じて豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略や今後の事業経営方針に反映させる。検証結果は毎年度、ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 37,794千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日（3ヵ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を企画部企画政策課が取りまとめる。

【外部組織の参画者】

豊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)
創業支援事業計画に 基づく創業者数(人)	20	46	46	46
創業実施者による雇 用者数(人)	24	55	55	55

	KPI増加分の 累計
創業支援事業計画に 基づく創業者数(人)	138
創業実施者による雇 用者数(人)	165

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年度、豊川市ホームページへの掲載により公表を行う。